平成２２年（フ）第３６４３号
名古屋市港区小碓４丁目22番地　ガーデンヒルズ光403号
債務者　岩田　拓弥
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７９号
愛知県知多郡東浦町大字緒川字中米田17番地の41
債務者　前山　聖子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９０２号
愛知県西尾市小焼野町西川64番地
債務者　森　　徹矢
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５７８号
大津市桜野町２丁目14番26号、前住所大津市長等２丁目１番10―303号
債務者　広田　　馨
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６０５号
滋賀県野洲市安治190番地１
債務者　吉田　真記
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６２６号
大津市桜野町１―18―５　メゾン・スリーゼ202号、住民票上の住所大津市錦織３丁目１番18―202号　パレベルフォーレ
債務者　佐俣　和美
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６２８号
滋賀県湖南市岡出２丁目７番11号
債務者　笠井英子こと　沈　　英淑
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６３３号
滋賀県草津市笠山４丁目12番65―302号　パレ南笠佐わらび、前住所滋賀県野洲市妙光寺27番地３
債務者　佐野　勝寛
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１号
滋賀県近江八幡市鷹飼町南３丁目１番地16　ヴィラフローレンス405号、前住所北海道釧路市新釧路町５番７号
債務者　仲島　友子（旧姓横本）
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１８７号
兵庫県姫路市刀出10番地３
債務者　長谷川弘子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８９２号
兵庫県たつの市御津町中島917番地１
債務者　黒田　勝彦
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２７５号
鳥取県鳥取市面影２丁目25番17号、住民票上の住所鳥取県鳥取市若葉台北２丁目11番４号
債務者　横山　　亮
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６２０号
広島市安佐南区川内４丁目９番33号
債務者　仁科　　徹
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８０４号
広島市中区西白島町22番58―815号
債務者　柴田宗次こと　崔　　宗泰
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８０５号
広島市中区西白島町22番58―815号　東亜ビル
債務者　柴田　妙子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７号
広島市安佐北区深川５丁目35番２―301号
債務者　大山　　豊
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４号
広島市安芸区矢野東７丁目27番12号
債務者　山本タツ子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
広島地方裁判所民事第４部